

**【記入例1】 退職等により、未徴収税額（令和5年5月までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える場合**

例）・・・年税額140,000円の人が8月31日に退職する場合

**使用する書類・・・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

4  
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

〇〇〇 市町村長 殿 ××年〇〇月△△日提出 給与支払者 特別徴収義務者 又は所在地 〇〇県××市△△1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルパツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎 個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		指定番号 宛名番号 1 ※市町村ごとに異なります			
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ ジュウミン ゼイタロウ 氏名 住民 税太郎 (旧姓) 生年月日 昭和・平成 50年1月1日 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1 給与の支払を受けた後の住所		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000 (イ) 徴収済額 円 35,600 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400 異動年月日 ××・8・31	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 退職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)	異動後の未徴収税額の徴収 退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000 理由 ③ 普通徴収 異動の事由のとおり
◎給与の支払 一括 年税額(ア) : 140,000円 徴収予定 1. 異動が 株式会社 ○×商事で6月分~8月分を納入 まです、申出があったため 徴収予月 徴収済額(イ) : 35,600円 ( 月 日申出) 2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため 相続人の氏名等 続柄 従業員自身が残りの9月分~5月分を納入 未徴収税額(ウ) : 104,400円		3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない) 事業専従者			
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。) 新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名		●普通徴収に切り替わると・・・ 普通徴収の納期は年4回(6月、8月、10月、1月)です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割して納めます。記入例の場合だと、従業員に通知するのが10月中旬となるため、未徴収税104,400円を10月と1月に本人が納付することになります。 ●異動届の早期提出のお願い 毎月20日前後までに届いた異動届をもとに、翌月中旬に変更の通知を発送します。20日を過ぎると、通知をするのが遅くなってしまいますので、早期提出にご協力ください。			

【提出先】 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所総務部課税課市民税係

**【記入例2】 退職等により、未徴収税額（令和5年5月までの分）を一括徴収する場合**

例)・・・年税額140,000円の人が8月31日に退職する場合

**使用する書類・・・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の欄には、一括徴収することが義務づけられています。  
 3 転勤(転職)等による特別徴収届出書に記載された宛名番号を記載してください。  
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者 指定番号	12345	※市町村ごと
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収)	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円 1,200,000 控除社会 保険料額 円 60,000
異動後の未徴収 税額の徴収	1. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須) 2. 9月分まで納入 10月10日納期分) 3. 普通徴収 (理由)	
相続人の氏名等	氏名 住 電	特別徴収 用者) 税額が引けない 給与支給額が100万円以下) 不定期 支払が毎月でない) のみ対象)

〇〇〇 市町村長 殿	住所(居所) 又は所在地 フリガナ 〇〇県××市△△1-2-3	株式会社 ○×商事で6月分~8月分を納入 徴収済額(イ) : 35,600円	株式会社 ○×商事が残りの9月分~5月分を9月分で一括納入 未徴収税額(ウ) : 104,400円
××年〇〇月△△日提出	代表取締役 特徴 太郎	年税額(ア) : 140,000円	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名	生年月日
123456	ジュウミン ゼイタロウ	住民 税太郎 (旧姓)	昭和・平成 50年1月1日
個人番号	1月1日現在の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所	
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	〇〇県××市△△3-2-1		
特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
140,000	35,600	104,400	××・8・31

一括徴収の理由	徴収予定
1. 異動が ××年 12月 31日 までで、申出があったため ( 8月 25日申出)	徴収予定日 9・20 徴収予定額 104,400 円
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定日 . 徴収予定額 円
	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 104,400 円

**一括で徴収した税額を納入する月**  
 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	フリガナ
氏名又は名称	代表者の職氏名

**●一括徴収のお願い**  
 1月1日以降に退職する人については、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。  
 また、1月1日以前の退職等でも本人が希望する場合や外国人が帰国する場合は一括徴収にご協力ください。

【提出先】 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所総務部課祝課市氏祝係



4  
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【記入例4】

- ① 年度当初に届いた「特別徴収額の決定通知書」に、既に退職している等、特別徴収できない（※注）従業員の名前が記載されている場合
- ② 給与支払報告書作成後から「特別徴収額の決定通知書」が届くまでの間に住所の変更があった人が、異動（退職・転勤等）した場合

使用する書類・・・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

両年度  
※市町村ごとに異なります

××年〇〇月△△日提出		支払者 収義務者	氏名又は名称 株式会社 ○×商事	代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課人事労務係	氏名 特徴 花子	電話 000-000-0000 (内線 123)	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	給与所得者 ジュウミン セイタロウ	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由										異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
123456	氏名	住民 税太郎 (旧姓)	円	円	円	××・〇・△△	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 合併 <input type="checkbox"/> 4. 休職 <input type="checkbox"/> 5. 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6. 死亡 <input type="checkbox"/> 7. 会社解散 <input type="checkbox"/> 8. 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9. その他 <small>事由を書き1~6より選択)</small>										<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <small>(1月以降は必須)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 3. 普通徴収 <small>理由</small> <b>異動の事由のとおり</b>	円 1,200,000
生年月日	昭和 平成 50年1月1日		円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 月分 <input checked="" type="checkbox"/> 月分 <input type="checkbox"/> 月分 <small>(月日納期分)</small>										控除社会 保険料額	
個人番号	〇〇県××市△△3-2-1		円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 月分 <input checked="" type="checkbox"/> 月分 <input type="checkbox"/> 月分 <small>(月日納期分)</small>										円 60,000	
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1		円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 月分 <input checked="" type="checkbox"/> 月分 <input type="checkbox"/> 月分 <small>(月日納期分)</small>										円 60,000	
給与の支払を受け	〇〇県××市△△3-2-1		円	円	円	円	<input type="checkbox"/> 月分 <input checked="" type="checkbox"/> 月分 <input type="checkbox"/> 月分 <small>(月日納期分)</small>										円 60,000	

- ①の場合・・・  
この記入例の異動届を速やかに提出してください。  
(異動の連絡があった場合、異動届の確認後に改めて税額通知書を送付します)
- ②の場合・・・  
当年度(翌年5月まで)は四街道市で課税しますが、翌年度(翌年6月以降)は住所変更後の市町村で課税されます。  
四街道市には記入例1または記入例2の異動届、住所変更後の市町村にはこの記入例の異動届を提出してください。

税額を記入する必要はありません。  
(ア)~(ウ)に斜線を引いてください。

(※注)「特別徴収ができない」とは・・・  
異動届に記載のある理由のいずれかにあてはまる場合は、「異動の事由」1~8以外の理由で特別徴収できない場合は、「9. その他」欄を○で囲み、その下にある「普A~F」のいずれかの理由を必ず選択して丸で囲んでください。  
上記の理由以外では、普通徴収(個人で納付)に切り替えることが認められませんのでご了承ください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	

【提出先】 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所総務部課税課市民税係